



地方公共団体が施行する土地区画整理事業に於ける

民間事業者包括委託方式



公益財団法人

区画整理促進機構

「地方公共団体が施行する土地区画整理事業に於ける民間事業者包括委託方式」とは？

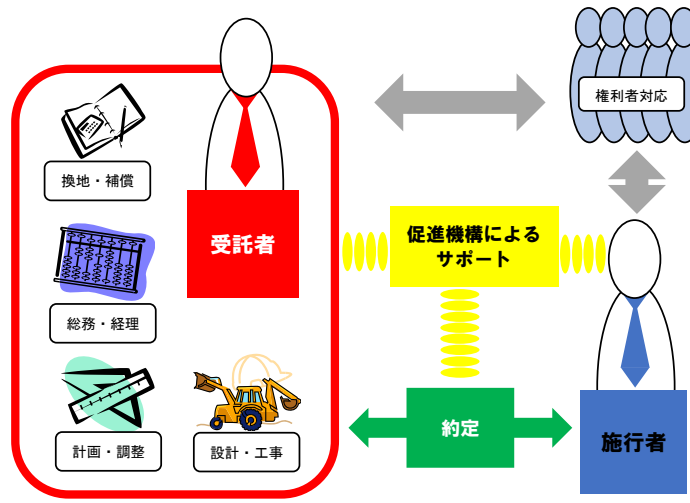


土地の集約や基盤再整備による都市再生・防災性向上等の必要性から、既成市街地の再編は公共団体の施行による区画整理が主流となります。一方公共団体では事業遂行に必要な経験・知識を有する行政職員の不足や、将来の土地活用・保留地処分の不安等が生じてきております。

当機構では公共団体施行土地区画整理事業の抱える各種課題に対し民間事業者の持つノウハウを活用し、事業の円滑な推進をサポートする公共施行事業の民間包括委託について、情報提供・相談にお応えいたします。

※民間包括委託の基本的な考え方・形式・内容を取り纏めた「地方公共団体が施行する土地区画整理事業に於ける民間事業者包括委託方式ガイドライン」を平成24年5月28日に公表致しました。詳細につきましては、当機構ホームページ (<http://www.sokusin.or.jp/>) をご覧ください。

■包括委託方式とは



「包括委託方式」は地方公共団体が施行する区画整理事業において、組合施行での「業務代行方式」と同様に、施行者である地方公共団体が行う業務の相当部分を一括して民間事業者に委託する方式です。

■包括委託の特徴

①民間事業者の経験豊富な人材・ノウハウを生かして効率的な事業運営ができます。

民間事業者を計画段階から活用することにより、官民それぞれの特徴を生かした円滑な事業構築及び運営が期待できます。

②公共団体の負担が軽減できます。

従来は官側のみで対応が求められていた地権者対応や関係機関協議等について民間側のサポートも可能となることから、官側の労力軽減と部署省力化が可能となります。

③土地活用や地域の活性化にも一役買うことができます。

土地利用転換、拠点の整備、住環境の向上などの政策的目的に対し、民間事業者は土地活用について各種の提案により、土地活用が促進され、事業目的の早期実現が期待でき、自治体の求めるまちづくりを早期に実現し、市街化促進に寄与することが可能となります。

■包括委託の内容

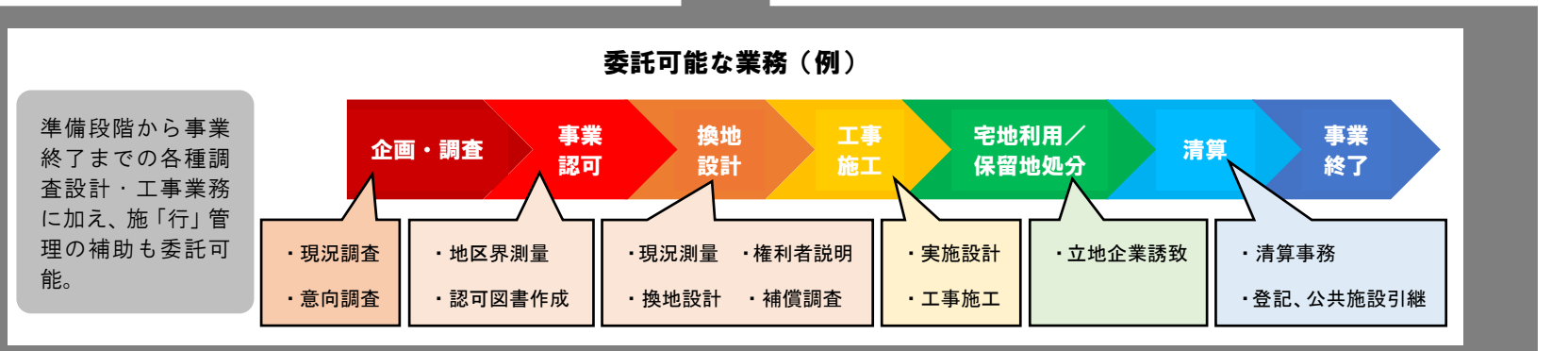


促進機構による補助

- ・ガイドラインはあくまで基本形であり、各事業に適した運用についてのコーディネートを行います。
- ・公募から選定、協定締結までの実務作業をお手伝いします(本パンフレット裏面参照)。

執行体制

- ・施行者は適宜受託者を監督。
- ・受託者は施行者の補助と各業務を実施。
- ・必要な意思決定や法的手続き等は施行者が実施。



■ 区画整理促進機構によるサポート

民間事業者等へ委託するにあたり、透明性や公平性及び競争性の確保が必要となりますが、当機構は、その包括代行者の公募に係る選定審査及びこれに付随した選定審査の支援等も行います。

区画整理促進機構による支援メニュー

委託者選定に係る支援	包括業務代行者の選定補助	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の進捗状況を把握し、公募の段取りとスケジュールを設定しながら選定手続き及び審査方法を検討 各事業の進捗状況及び当該自治体のニーズに配慮した募集要綱案の作成 施行能力及び当該自治体のニーズに配慮した審査基準案の作成 人数やバランスに配慮し適切な選定審査体制案及び人選案の提案
	選定審査委員会運営補助	<ul style="list-style-type: none"> 事業者提案書について選定委員への事前説明 公募についての周知及び募集要綱の配布や、事業者からの質問事項への回答案の作成 選定審査委員会を設置・運営するための必要資料や設置要綱等の作成 選定審査委員会の運営及び審議記録等の作成 その他、包括業務代行者の選定委員会運営に係る一切の業務
	包括委託協定の補助	<ul style="list-style-type: none"> 当該自治体と包括代行者が締結する協定書案及び初年度契約書案の作成
事業実施に係る支援	受託者の監理補助	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の確認 事業執行管理確認 竣工検査補助 会計検査図書の確認

■ 相談窓口

公益財団法人 区画整理促進機構

住 所	〒102-0084 東京都千代田区二番町12番地12 B.D.A. 二番町ビル2階
電 話	03-3230-4513
F A X	03-3230-4514
M A I L	mail@sokusin.or.jp
ホームページ	http://www.sokusin.or.jp/